

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令案の意見公募の結果について

令和 6 年 3 月 29 日
内閣官房内閣人事局
人 材 確 保 担 当

標記について、令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 19 日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。
本官房令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。

NO.	意 見 提出者	御意見／御意見に対する当局の考え方		提出意見を 踏まえた案 の修正の有 無
		御意見	当局の 考え方	無
1	—	高級官僚や議員からの圧力による縁故採用につながる可能性はないのか？		無
			職員の任用は、国家公務員法第 33 条において、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされており、公正な採用が行われております。 本件改正は、経験者採用試験に関する対象官職等を追加することを内容とするものであり、公正な採用を含む任免の根本基準を変えるものではありません。 引き続き、公務の中立性、公正性が損なわれることのないよう、国家公務員制度の適切な運用に努めてまいります。	

○提出意見数：1 件